

(第一類 第五号)

第五回國會
衆議院

法務委員會會議錄第十八号

(三九三)

昭和二十四年五月十一日(水曜日)

午後零時十四分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

委員 北川 定務君 理事 高木 松吉君

理事 石川 金次郎君 理事 梨木 大作君

理事 谷 富三君 理事 鹿野 彦吉君

理事 佐藤 昌三君 理事 田嶋 好文君

理事 松本 弘君 理事 眞鍋 勝君

理事 猪俣 浩三君 理事 田万 廣文君

理事 大西 正男君 理事 三木 武夫君

出席國務大臣

(法務總裁) 植田 俊吉君

國務大臣

出席政府委員

法務政務次官 山口 好二君

(調査意見第一局) 岡咲 恕一君

(法務廳事務官) 大室 亮一君

(人權擁護局長) 齋藤 三郎君

(少年矯正局長) 齋藤 三郎君

委員外の出席者

法務廳事務官 関 之君

専門員 村 敦三君

専門員 小 貞一君

五月十日

司法檢察官の不当取扱に対する真相

究明の請願(上村進君紹介)(第一五

五八号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

戸籍事務費全額國庫負担の陳情書

(栃木縣足利郡妻村長板倉儀太郎)

(第三八四号)

齋藤千吉外十一名(第三九二号)
同外十四件(青森縣上北郡三本木町
長本多浩治外十四名)(第三九六号)
同外三十七件(青森縣南津軽郡十二
里村長黒川龍貞治郎外三十七名)(第四
四一七号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
少年法の一部を改正する法律案(内
閣提出第六七号)
少年院法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六八号)
民法等の一部を改正する法律案(内
閣提出第一一四号)
人權擁護委員法案(内閣提出第一二
三号)
犯罪者予防更生法案(内閣提出第一
二四号)
犯罪者予防更生法施行法案(内閣提
出第二二五号)

〔筆記〕
○花村委員長 これより會議を開きま
す。
本日の議題に入ります前に、關係方
面との交渉に關しまして關係方面より
指示がありましたので、御参考までに
申上げておきます。その談話の要点を
次に明瞭にいたします。
五月四日の談話の要点
國會に議案が提出される場合は、政
府案及び議員案について、あらかじめ
關係方面の承認を受けているが、その
後各院の審議中に國會側から關係方面
の意見を徴したい場合、ときによつて

はGHQの各部局の方から委員長また
は議員に會つて意見を述べたい場合が
起りうる。
かかる必要が起つたときは、今後は
國會の議案審議の自主性を確保し、外
部よりの拘束を排除するために、GH
Qの各部局において意見の申入れをし
たい場合は、GSを通じて法制局長の
出頭を求めてその部局から説明し、法
制的立場から意見があればその意見を
十分に述べ、法制局としての意見をま
とめるなり、その部局の意見と合致し
ない場合は、委員会に双方の意見を報
告するようにして、議員はこれらの意
見を参考にして委員会独自の観点から
決定すること。
従つて今後GHQの各部局から委員
長や議員に直接面談を申込みても、
すぐにこれに應ずることなく、法制局
長に話してもらうようにし、GSを通
じて出頭せよと言われたい限り行かな
いようにして欲しい。その連絡はGS
と渉外課とが当る。
これは法制局として非常な重荷とな
るが、國會保護のためによいことであ
ると思う。
國會側の方から各部局の意見を徴し
なければ、委員長または議員より面談
を申込み場合でも、個人的の用件で面
接を希望する場合でも、渉外課を通じ
てGSに連絡すれば、從來通り取次を
する。
これを要するに、GHQ側から法案
に對し意見のある場合の國會との接
触は、法制局を通じてすることにし、法

制局長は純法制的独自の立場から委員
會に意見を報告し、委員の質疑等にも
答へ、すべて記録にこれを残し、委員
會はその権能に従つて独自に決定する
ことのできるようにしたい。
この場合、注意すべきことは、法制
局はどこまでも法律的立場から意見
を立てるべきで、政治的及び政策的の
面にはタッチすべきものではないこと
は当然のことである。従つて各党派か
ら提出されるであらう各種の修正案に
ついては、法制局は法律的にこれを検
討することはあるが、政策に關與しな
いから、成文化したものについては、
從來通り關係方面の承認を経て、正式
に委員會等に附せられるべきである。
その間成文化する前にGHQと折衝
する必要があるれば、從來通りGS
を通じてもらいたい。
以上國會尊重、國會自主の立場か
ら、必要と信ずるので、その旨各委員
長及び議院運営委員長によく報告する
ように希望する。
以上がその要点であります。
○花村委員長 それではこれより本日
の日程に入りますが、会期も切迫いた
してありますので、質疑の終了いたし
ました議案より順次上げて行きたいと
存じます。
まず少年法の一部を改正する法律案
を議題といたします。本案に対する御
質疑はありませんか。御質疑がなけ
れば本案に対する質疑は打ち切り、討
論、採決を行いたいと存じますが、御
異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○花村委員長 御異議なしと認め、こ
れより討論採決をいたします。討論
論はいかがいたしよろうか。
〔討論省略と呼ぶ者あり〕
○花村委員長 それでは討論を省略し
て採決いたします。本案に賛成の諸君
の御起立を願います。
〔議員起立〕
○花村委員長 起立議員。よつて本案
は全会一致をもつて原案の通り可決
いたしました。
なお本案に対する委員會報告書の作
成に關しましては、委員長に御一任願
います。
○花村委員長 次に少年院法の一部を
改正する法律案を議題といたします。
御質疑はありませんか。御質疑が
なければこれより討論採決をいたした
いと存じますが、御異議ありません
か。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○花村委員長 御異議なしと認め、こ
れより討論に入ります。修正案が提出
せられておりますので、北川委員より
これを明瞭願います。
○北川委員 本修正案は全委員の共同
提案にかゝるものであります。これを
次に明瞭いたします。
少年院法の一部を改正する法律
案の一部修正案
少年院法の一部を改正する法律案
の一部を次のように修正する。

第二十一條の次に二項を加える。

2 特別少年院の施設の收容能力が十分でないため、特に必要があるときは、昭和二十六年三月三十一日までの間、少年を收容する監獄の特に区別した場所を特別少年院に充てることができる。

3 女子の医療少年院の施設が十分でないため、特に必要があるときは、前項の日までの間、男子の医療少年院を特に区分して男女の別に従つて少年を收容することができ

○花村委員長 たいだいま北川定務君朗読の各派共同提案の修正案に対してまず採決し、次に修正部分を除いた原案について採決したいと存じます。各派共同提案の修正案に賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花村委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に修正部分を除いた他の原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○花村委員長 起立総員。よつて本案は全会一致をもつて修正議決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願います。

○花村委員長 次に人権擁護委員法案を議題といたします。

○梨木委員 最近地方公共団体が條例制定権に基いて、行列、示威行進を制限する條例を各地に續々制定されておるのでありますが、これは憲法第二十八條及び同二十一條に違反するもので

はありませんか。

○殖田國務大臣 地方公共団体が條例を制定することができるといふことは、憲法第九十四條によつて認められております。その條例の内容が憲法に違反するかどうかの意見を立てることはできませんが、これが無効であるとか、またこれを禁止する権能は行政府は有しておらないので、今のところ、これを制定するものの自制にまつよりほかにないと存じます。もちろん裁判所において法の適否を争うことはできるのでありますが、なお地方公共団体が制定する條例がはなはだしく憲法に違反すると考えられる場合には、政府としても勸告をなし得るでありましようが、現今の場合、裁判所ですよりほかに方法はないと存じます。

○梨木委員 たいだいま新調初め、各地の條例ははなはだしく憲法に違反するとは考えませんか。

○殖田國務大臣 多少行過ぎではないかと思つておりますが、これは私個人の見解であつて、政府としてはこれに對して對策を講ずる道はございません。

○梨木委員 それでは多少行過ぎであるといふのは、法務總裁殖田氏の御意見であるとお承つておきませう。そこで憲法九十九條では、公務員はこの憲法を擁護する義務があるのであり、かかる條例が出たら、すべからず廢止を勸告をなすべきではないでしょうか。

○殖田國務大臣 法務總裁が直接地方公共団体に勸告することはできません。まず法務總裁は政府に対して勸告して、政府から地方公共団体に勸告するのであります。しかしそれはあくまでも勸告であつて、ただちにこれを無効とすることはできません。違憲合憲を定めるのはやはり裁判所でありまして、現在政府はさうな手續をとるつもりは持つておりません。

○梨木委員 それでは最後に行列、示威行進を制限する條例が全國にどの程度あるか、その資料を要求して私の質問を終ります。

〔以下連記〕

○花村委員長 次に民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑はありますか。――御質疑がなければ本案の討論採決を行います。――御異議がなければ討論に入ります。梨木君。

○梨木委員 民法三百六條に規定してある雇人の給料についての先取得権につきまして、雇人の給料を規定しただけで、退職手当をこの中に含んでおるかどうかが明確を欠いておるのでありまして、特に最近工場閉鎖に伴う首切りが非常に頻発している情勢にかんがみまして、労働者の生活権を確保するという本改正案の根本精神から申しましても、この退職手当について先取得権の保護を明確に與えるようにするた

めに、政府の方からの説明を伺いたした、雇人の給料についての退職手当が含まれているかどうかかなり明確を欠いているのでありますから、これを明確にするために、次のように修正するように意見を提出したいと思

います。

民法等の一部を改正する法律案の修正案

民法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

を第二号とする。を「第三号を第二号とし、同号を「雇人の給料及び退職手当に改める。」に改める。

第三百八條及び第三百九條の改正規定を次のように改める。

第三百九條 削除。

○花村委員長 梨木作次郎君提出の修正案について採決いたします。梨木君提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花村委員長 起立少数、よつて梨木君提案の修正案は否決せられました。

○押谷委員 私は民主自由党を代表いたしまして、一部修正の意見を提出いたします。まず修正する部分を申し上げます。

民法等の一部を改正する法律案中第二條民事訴訟法第五百七十條を改正する規定の次に次の第六百十八條を改正する規定を加える。

第六百十八條第二項中「一ヶ年間に受ク可キ總額ノ四分ノ三ヲ超過スル部分ニ限リ」を其支拂期ニ受クヘキ金額ノ四分ノ一ニ限リに改める。

この修正理由は、民事訴訟法の六百十八條第二項にありますが、「一ヶ年間に受ク可キ總額ノ四分ノ三ヲ超過スル部分ニ限リ」とあります。この一年間はこの條文の修正前の「収入カ一ヶ年間に三百円ヲ超過スルトキハ其超過額ノ半額ヲ差押フルコトヲ得」とありま

すこの三百円にかかつておる一箇年でありまして、この三百円が當今の経済生活にそぐわない關係から、この制限を撤廃されたのであります。三百円の制限が撤廃されれば、當然一箇年間

に三百円とある一箇年でありまして、これを當時抹殺さるべき一箇年であつたと思つておられますが、この一箇年が残つてたいたし申し上げておるような原文になつておるのであります。そこでこの一箇年をその支拂期と改める方が安当であり、公正であると信ずるのであります。また總額が四分の三を超過する部分という、四分の三を超過するところのは、すなわち四分の一に當るのでありますから、まわりくどい書き方をしないで、四分の一と端的に改めた方がいと信ずるのであります。従つてただいま申し上げたような修正意見をここに提出いたします。

○花村委員長 次に押谷富三君提出にかか

る修正案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花村委員長 起立多数。よつて本修正案は多数をもつて可決せられました。

次に修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花村委員長 起立多数。よつて本案は押谷富三君提出の修正案の通り修正議決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願います。

○花村委員長 次に人権擁護委員法案を議題に供します。本案に對し、梨木作次郎君より質問の通告がありますからこれを許します。梨木作次郎君。

○梨木委員 第十一條の第三号に「人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報収集をなし、法務府人権擁護局への報告、関係機関への勸告

等適切な処置を講ずること。こうなつておりますが、もう少し明確に、たとえば勧告の下へ告訴だとか告発だとか、こういうこともするのだぞという規定を明確に置いたらどうかと思うのですが、なぜそういうふうに明確に規定されなかつたのか、こういう点を伺いたいのではありません。

○大室政府委員 実際においては告発もいたしておるのであります、この程度で十分と思ひましたので、この程度にいたしましたのであります。

○梨木委員 梨木政府 それでは告訴、告発も権限としてできる趣旨なのであります。

○大室政府委員 告発はできるわけでありませう。

○梨木委員 告訴はなぜできないのですか。

○大室政府委員 告訴は被害者でないときできませんから……。

○梨木委員 被害者として告訴する場合もあり得るでしょう、全然皆無とは言えないでしょう。

○閣説委員 被害者の場合は、刑事訴訟法によりましてできるわけでありまして、特にここに規定する必要はなかりうかと思つて省略したのであります。

○梨木委員 勧告等適切な措置という内容を考へてみますと、人権侵犯権に関する措置は、いろいろの部面の手当があるものであります、勧告等という一つの等で代表しまして、その他告発とかあるいはその人の場合についてどうするか、個々にもつと生活の実際即ちいろいろな措置が考えられるのであります。そこで勧告等適切というような文字で總括的にここに表現したわけがあります。

○梨木委員 その次に伺いたいのです、第七條の第三号に「前号に該当する者を除く外、人権の侵犯に當る犯罪行為のあつた者」とありますが、むしろこれは犯罪だけでなく、犯罪に至らない人権侵犯をやつたような人たちをも排除するということが私は必要ではないかと思つてあります、犯罪行為に限つたのはどういふわけでありませうか。

この積極的な資格事項については、さらに具体的な解釈をいたしまして、ただいまお尋ねのごときものは人権擁護委員に推薦しないようにしたい、かように考へておる次第であります。

○梨木委員 第八條で、給與を支給しないとしてあるわけですが、給與を支給しないということになりますと、名譽職的なものになりまして、実際には有名無実になる。むしろ熱心な人は、何かボスのことに利用するといふような危険性を持つて、實際人権擁護の目的を達成するためには、これは有給にして、その職務に専念できるようにしなければならぬと私は思つてあります、どうしてこういふように名譽職にされたのか伺いたしたいと思います。

○閣説委員 お尋ねの点は、実は私もこの立案に當りまして最も悩んだ点でございまして、給與を支給するといふ一つの考へ方もあるわけでありませう、そのうちの一つは、それは一つには國家公務員法の第二條の「政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に對し俸給、給料その他の給與を支拂つてはならない」といふ規定があるわけ、それとの關係を一体どうするかといふような問題もありません、そして、現任人権擁護委員が全國百五十人あるわけ、この御意見を伺ひたい、その方々にも一應の御意見を伺ひたい、したのであります、この仕事は、給與的に考へず、われわれは自發的に行つてみたいといふ意見もありませう、給與のことはそれほど考えなくてよろしかろうといふような皆さんの御意見もございまして、法律問題やそれらの御意見を尊重いたしまして、一

○閣説委員 たいへん妥當な御意見であります、私も立案に當つては、このほかいろいろの事例を考へてみたのであります。あるいは官吏において懲戒された者はどうか、いろいろな事例を考へてみたのであります、さて廣く多くの人を求めるといふことになると、認定その他の問題によつて、はなはだ困難の問題が生ずるといふような、この兼ね合いから見まして、実はこの三号も、これは書き

○閣説委員 お尋ねの点は、実は私もこの立案に當りまして最も悩んだ点でございまして、給與を支給するといふ一つの考へ方もあるわけでありませう、そのうちの一つは、それは一つには國家公務員法の第二條の「政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に對し俸給、給料その他の給與を支拂つてはならない」といふ規定があるわけ、それとの關係を一体どうするかといふような問題もありません、そして、現任人権擁護委員が全國百五十人あるわけ、この御意見を伺ひたい、その方々にも一應の御意見を伺ひたい、したのであります、この仕事は、給與的に考へず、われわれは自發的に行つてみたいといふ意見もありませう、給與のことはそれほど考えなくてよろしかろうといふような皆さんの御意見もございまして、法律問題やそれらの御意見を尊重いたしまして、一

○閣説委員 これは昨日たしかお配りいたしました資料の中にございまして、今年度の予算は大体百萬元となつております。

○梨木委員 百萬元で大体何件くらい扱えるでしょうか。一件当たりどの程度の費用を考へておりますか。

○閣説委員 事件は、あるいは一千元かかるものもありませうし、あるいは一萬元かかるものもありませうし、大体の見込みをいたしましては、一件当りの実費としては大体千円から二千円前後といふふうに予定しておるわけでありませう。

○梨木委員 人権擁護委員の選任の方法であります、この第六條のような選任の方法では、この前も私が御質問したのであります、法務總裁が委嘱する。その委嘱の方法は、市町村長が推薦する、あるいは人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体の

○閣説委員 この擁護委員の選任の方法につきましては、これもこの法案の立案に當りまして私どもが一番悩んだ点であるわけでありませう。公選のことでも考へてみましたが、昨日來梨木委員からの話の組合等から直接推薦するといふ方式、それらのこともいろいろ考へてみたわけでありませう。ところが今もつてこれを市町村の住民からの公選にするといふことは、この委員の性格から見まして今すぐさういふことを行うことも不可能だと実は存じたのであります。実はこの委員に似る制度をいたしましては、民生委員と司法保護委員と二つあるわけでありませう。民生委員の選任方法は、これよりよほど複雑な、選挙を通じた方法になつておりました、さういふようなことは、人権擁護委員を選出し運用する上から見て、きわめて事務が複雑多端になりまして、實際の事務の運用の上において困るではないか。いかにして民主的な方法をとるかといふことと、事

務をいかにしてスムーズに運用するか
というこの二点の兼ね合いの問題を考
慮いたしまして、一應かような選任方
法をとつた次第でございます。

○梨本委員 附則の第三項に「この法
律施行の際、現に人権擁護委員令によ
る人権擁護委員の職にある者は、この
法律の規定により人権擁護委員を委嘱
されたものとみなし」とありますが、

従来の人権擁護委員令による人権擁護
委員をすく本法による委員に委嘱され
たものとみなすという形は、私
は本法は非常に不満であります。一
應まだ推薦の形をとつておるのであり
まして、従来のものはそうではなかつ
たのではないかと思ふのであります。

そこでこれを一應全部御破算にして解
職してしまつて、新しく本法による推
薦の形式をとつたらどうかと思ふので
すが、その点はなぜそういう方式をと
られなかつたのか、伺いたい。

○閣下説明員 お尋ねの点につきまして
は一應私どももそういう案も考へてみ
ただけであります。ところが実際に現
在人権擁護委員令によりまして委員に
お願ひした方は、昨年の十一月、十二
月ごろから発令いたしました。今年の
三月ごろにやつと百五十人前後発令済
みとなりまして、やうな次第でありま
す。そのことと、そうして各委員の方
々の現在の御推薦は、府縣知事とそ
の地の弁護士会長との御相談の結果選
んでいただいた、きわめて適任者の
方々ばかりでありまして、これを発令
したばかりですぐ全部御破算にするこ
うなことも、私どもとしてその方々
が、弁護士会長と府縣知事の方々の御
協議による、きわめて適任者であると
いう折紙つきの方々ばかりであります

から、それをすく御破算にするという
ことも忍びがたいのでありまして、そ
れでこの附則によりまして、その方々
にはこの法律の施行の日からなお人権
擁護委員になつていただくのが妥當で
ある、かように考へましてこのような
ものを設けた次第であります。

○梨本委員 もう一点第四條の第二項
に「人権擁護委員の定数は、その土地
の人口、経済、文化その他の事情を考
慮し、法務総裁が定める」となつてお
りますが、これはやはり法律で定め
た方がよいと思ふのであります。総裁が
専断的にきめるというやうなやり方は
きわめて非民主的だと思ふのでありま
すが、これはいかがでしょうか。

○閣下説明員 お尋ねのような御意見も
十分に考へられることと思ふのであり
ます。しかしながら全体の定数が二万
人となつておりまして、裁判所法その
他のやうなふうに別表で出すことも、
法律の立案その他におきまして、非常
にまずいことではありますし、この程度
のことならば、最高の二万人という外
わくをこの法律においそぎめていただ
いて、その範囲内において、個々の町
村に幾人置くかというやうな点は法務
総裁におまかせ願つてよいのではない
か、かように考へまして、かような規
定にいたしました次第でございます。

○花村委員長 大西正男君。
○大西(正)委員 委員の欠格條項につ
きまして簡単に伺ひたいのですが、
もつとも私前会欠席しておりましたの
で、すでにこの問題が質問されたかも
しれませんが簡単に伺ひます。第七條
によりまして、これ／＼の者は委員と
なることができな、それから第二項
において前項各号の一に該当すべき者

は当然失職する、こゝういふことに相な
つております。第一項の一号、二号は
明白に言へることだと思ひますが、三
号の犯罪行為があつた者とか、あるい
は四号のこれ／＼の團體を結成し、あ
るいはこれに加入した者といふことの
認定はどういうところでしたのであ
りますか。

○閣下説明員 この認定が、お尋ねのよ
うに実はまことに重大な問題であると
私も考へておるのであります。この点
について実はかように思つておるわけ
であります。まず委員の方御自身の判
断が一つあるだらうと思つておりま
す。そうしてこの委嘱事務を行う法務
廳の当局においても、一つの判断があ
るだらうと思ひます。そこでもつてこ
ういふ行為があつたんだ、たとへば三
号の人権の侵犯の犯罪行為があつた者
という認定は、私どもとしては檢察廳
に照会をするとかいふやうなことをし
て、できるだけ調査をいたしまして一
應認定する、そうしてこの條項に該当
するのであなたは当然失職である、実
はかようなものではないかと考へて
おるのであります。

○大西(正)委員 四号の方はどうい
ふようになりますか。
○閣下説明員 四号の方もおそろく同じ
問題になるだらうと思ひます。

○松本委員 第七條第三号はただいま
の説明によりまして、犯罪行為があつ
た者といふのは、私は刑事裁判所で判
決を受けた者である、こゝう考へておつ
たのであります。そうすると裁判所の
判決を受けないで犯罪行為とみなさ
れる者といふことになるのではないか
と考へるのであります。そうなりま
すか。

○閣下説明員 お尋ねの通りでありま
す。これは犯罪行為がありまして、禁
以上の刑に処せられ、その執行を終
るまで又は執行を受けることがなく
なるまで、これ／＼で排除されるのであ
ります。第三号は、これ以外のたとへば
罰金に処せられた者、あるいは犯罪行
為があつたが起訴されなかつた者、こ
ういふ者も含まれるのであります。こ
の結果私ども認定問題ではなはだ困難
な問題が生ずるといふやうに考へたの
であります。いろいろの方面の御意
見もありまして、やはり人権擁護委員
というその擁護という制度にかんがみ
て、処罰されなくても人権侵犯的な犯
罪を犯した者は、委員になつておる者
ならば当然その職を退くといふ方がこ
ういふ制度にふさわしくはないかと思
つて入れたのであります。認定につき
ましては慎重を期しまして、輕々にこ
れに當ることはいたさな覚悟であり
ます。

○大西(正)委員 今の欠格條項に關連
して、たとえば第三号の人権侵犯の犯罪
行為があつた者、もちろんこれは裁判
所で処罰されれば當然であります。が、
今の檢察廳なんかで、たとへば起訴猶
予といふことになりました。犯罪行為
があつた者に該当すると思ひます
が、第二項の当然失職するといふ時期
は、犯罪行為があつたときですか、そ
れとも檢察廳においてさういふ処分が
あつたとき、どういふやうになるの
でありますか。

○閣下説明員 やはり犯罪行為がありま
して、それがあつたと認定されるとき
といふやうに考へておるのでありま
す。

○大西(正)委員 次に第四号の点をも
う一べんお伺ひいたしますが、この認
定をいたしますのはどういふ手続によ
つて、またどういふ國家機關がこれに
對する処置をとるのですか。

○閣下説明員 この條項は團體等規制令
第一條第七号におおむね該当するの
ではないかと思ひます。そうすれば團體
等規制令の措置をいたしましたして、か
りこゝういふ團體ができませんならば解散
命令が出る、そうするとそこに明確な
一線が画かれますから、その後におい
てその解散命令に基きましてこちらで
は判断することになる、かようなこと
になるだらうと思ひます。

○松本委員 第三号を今御説明のよう
に解釈すれば、第二号は必要ないよう
に考へます。犯罪行為があつたと認め
られる者、こゝういふことになれば、罰
金刑に処せられた者はむろん入るわけ
です。罰金刑に処せられなくとも、犯
罪行為があつたと認められる者であ
れば失格するならば、第二号は必要ない
ように考へられるのですが、そこはど
うですか。

○閣下説明員 第二号の方は、これはそ
の犯罪の種類を問わないわけでありま
す。いかなる犯罪の種類においても、
こゝういふやうな刑を受けた者はそれは
問題にならぬ。三号の方は人権侵犯に
關する事件といふものでありますから
御了承を願ひます。

○梨本委員 第十四條では人権擁護委
員は法務總裁の指揮監督を受けるとな
つておりますが、大体法務總裁といふ
ものは檢察廳の總元締めなので、本来
はこれはわれ／＼から言つて適任じや
ないと思ふのであります。これは全國
弁護士連合会とか、こゝういふところ
で管理させるやうなことにする。大体

において檢察廳の總元締めであり、これが實際は人権擁護をやつておるのである。その總元締めには人権擁護委員の指揮監督をやらせるといふのは、これはさきわめて妥當を欠いておると思ひますがどうですか。

○閣説明員 お尋ねの点は、國家としての入権擁護事務のあり方について、非常に貴重な御意見と思つております。しかし現在の國家の官廳機構の組織として、人権擁護局が法務府の中の二局としてありまして、法務總裁の管理のもとにその人権擁護という事務を行つておるわけでありまして、その現在の法制のもとにおいては、やはり法務總裁の指揮監督を受けるというこの規定は、その規定上当然に出て来るかと思ひます。なお弁護士会というより御意見であります。この人権擁護事務は實際の仕事をやつてみまして、廣く弁護士会の御協力を得なかつたならば円満に遂行することは困難であります。そこでこの法案の中においても、第六條に人権擁護委員などの推薦に當りまして、当該府縣の弁護士会の御意見を伺うというようにいたしました。併し、弁護士会の御協力、これに対する積極的な参加をお願いした次第であります。

○花村委員 大西正男君。○大西(正)委員 私は民主党を代表いたします。賛成の意を表します。本案はこの國家の組織の改変にあたります。最も時宜に適應した法律案と考えます。さういふ意味から賛成の意を表する次第であります。

○花村委員 梨木作次郎君。○梨木委員 私は共産党を代表いたします。本案に対する意見を申し上げたいと思ひます。本案は、その目標とするところは人権の擁護と、それから人権思想の高揚というのを目的としてゐるという意味合いにおきましては、本案の精神はよく賛成なのであります。しかしその内容を見ますと、その目的を達成するに非常に不十分なところがあるのであります。そこで私は本案には賛成でありませんが、但し近い將來において、次のように本案が改正せられることを希望いたします。次の機会に改正せられる資料といひまして、私の意見の申し述べたいと思つております。

その第一点は、人権擁護委員は名譽職になつてゐるのであります。しかもその権限が非常におさなりでありまして、その明確性を欠いておる。これでは人権擁護の實際上の効用を發揮することが、きわめて不徹底に終るだらうといふことを考へるのであります。そこで、この点をまず明確にしなければならぬ。それから名譽職でなく、人権擁護委員に対しては有給として、職務に専念できるようにしなければならぬといふこと。

○高木(松)委員 私は民主自由党を代表して、原案が最も妥當なるものと信じ、これに賛成するものであります。

○花村委員 御異議なしと認めます。ではこれより討論に移ります。高木(松)君。

○高木(松)委員 私は民主自由党を代表して、原案が最も妥當なるものと信じ、これに賛成するものであります。

○花村委員 御異議なしと認めます。ではこれより討論に移ります。高木(松)君。

○高木(松)委員 私は民主自由党を代表して、原案が最も妥當なるものと信じ、これに賛成するものであります。

○花村委員 御異議なしと認めます。ではこれより討論に移ります。高木(松)君。

それからこの人権擁護委員の任命に當りましては、まず二万人といふことを限定しておりますが、各地域におけるところの定数は法務總裁に一任してゐるのであります。さういふようにまず定員の決定、それから委嘱の問題を、大体において人権を保障するような總元結めの法務廳總裁に全部これをまかしておくとしようになつたものでは、人権擁護の徹底を期し得ないといふ点におきまして、まず定員は法律で定めたいと思ひます。

それから人権擁護委員はできるならばその任命は公選にする。それができないといひたいならば、人権擁護の被害者の大多数は労働者や農民や中小商工業者、さういふ人々たちなのであります。かりに人権擁護の被害者に金持があつたといひたしても、その人たちは十分に弁護士、その他その人たちの社会的地位、政治的地位によりまして、その保護が現在の法制下においては達成できるのであります。従ひまして本案の人権擁護の保護を最も切実に要請せられてゐるものは、今申し上げましたような労働者、農民、中小商工業者なのでありますから、さういふ團體、つまり市町村を單位として、労働者、農民、婦人青年等の團體から推薦するといふことにしたい。しかもその推薦の数は倍数を推薦するのではなくて、定員を推薦する。さういふように改めたいと思つてゐるのであります。それから第七條の人権の侵犯に當る行為をなした者であります。これは單に犯罪行為だけでなく、人権の侵犯に關する行為をなした者も、すべて排除するといふ規定にすること。第四号はもちろ必要でないのであります。

それから、削除する。それから附則におりますところの、第二十條の第三項の人権擁護委員会による現在の人権擁護委員を、この法律の施行とともに、本法によつて委嘱されたものとみなすといふような規定、さういふ規定もこれは非常に任命のやり方が天くだりであるといふことに對しまして、不満なのであります。大体以上申し上げた点が本案に対する私たちの修正の意見なのであります。これは特に修正案として出しますが、近い將來においてわれわれの希望するやうな方向に修正せられることを希望いたします。

○花村委員 梨木作次郎君。○梨木委員 私は共産党を代表いたします。本案に対する意見を申し上げたいと思ひます。本案は、その目標とするところは人権の擁護と、それから人権思想の高揚というのを目的としてゐるという意味合いにおきましては、本案の精神はよく賛成なのであります。しかしその内容を見ますと、その目的を達成するに非常に不十分なところがあるのであります。そこで私は本案には賛成でありませんが、但し近い將來において、次のように本案が改正せられることを希望いたします。次の機会に改正せられる資料といひまして、私の意見の申し述べたいと思つております。

その第一点は、人権擁護委員は名譽職になつてゐるのであります。しかもその権限が非常におさなりでありまして、その明確性を欠いておる。これでは人権擁護の實際上の効用を發揮することが、きわめて不徹底に終るだらうといふことを考へるのであります。そこで、この点をまず明確にしなければならぬ。それから名譽職でなく、人権擁護委員に対しては有給として、職務に専念できるようにしなければならぬといふこと。

○高木(松)委員 私は民主自由党を代表して、原案が最も妥當なるものと信じ、これに賛成するものであります。

○花村委員 御異議なしと認めます。ではこれより討論に移ります。高木(松)君。

○高木(松)委員 私は民主自由党を代表して、原案が最も妥當なるものと信じ、これに賛成するものであります。

○花村委員 御異議なしと認めます。ではこれより討論に移ります。高木(松)君。

○高木(松)委員 私は民主自由党を代表して、原案が最も妥當なるものと信じ、これに賛成するものであります。

○花村委員 御異議なしと認めます。ではこれより討論に移ります。高木(松)君。

○高木(松)委員 私は民主自由党を代表して、原案が最も妥當なるものと信じ、これに賛成するものであります。

○花村委員 御異議なしと認めます。ではこれより討論に移ります。高木(松)君。

と、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、この三つは不可分に結びついておるので、一括して審議するといふことになつておつたと思つております。ところで刑法の二十五條の二、つまり執行猶予を言い渡す場合に、保護観察に付することができるといふ規定に改正し、この保護観察されたものは、犯罪者予防更生法案に定めてある保護観察に付される、さういふことになるのであります。執行猶予を言い渡す場合に、保護観察に付することに、實際はこの規定を見ますと、保護観察に付する必要があるときにのみさういふやうな処分がなされるように思ひますが、しかしさういふ規定ができると、執行猶予を言い渡すときには、おおむね例外が原則的にすべて保護観察に付するやうなことに實際上なると思つております。さういふことになると非常に問題が重要になつて来るのであります。この点については相當司法に關係してゐる人々の間にも異論があるやうでありますから、この前も懇談会の席上におきまして、この点についての可否について公聴会を開くやうなことを御意見もあつたのであります。私も非常に問題は重要であると思つてゐますが、その後刑法と刑事訴訟法の改正の分は切り離して、犯罪者予防更生法だけを審議しようといふやうなこともあつたと思つてゐるのであります。ですから、これは一括しておやりになるおつもりですか。それならば公聴会を開くようにしていただきたいと思います。でありますから、この点について一括審議をどうしても要求されるのか、それともこの分

○花村委員 起立議員。よつて本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。なお本案に対する委員会報告書は委員長に御一任願ひます。午前はこの程度で休憩いたします。午後一時半より再開いたします。存じますが、速記の關係がおりますので、定刻に御參集をお願いいたします。午後零時五十七分休憩

午後二時六分再開

○花村委員 休憩前に引続き會議を開きます。

犯罪者予防更生法案、犯罪者予防更生法施行法案の二案を一括議題といたします。御質疑はありませんか。

○梨木委員 この前、犯罪者予防更生法案と、刑法の一部を改正する法律案

と、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、この三つは不可分に結びついておるので、一括して審議するといふことになつておつたと思つております。

ところで刑法の二十五條の二、つまり執行猶予を言い渡す場合に、保護観察に付することができるといふ規定に改正し、この保護観察されたものは、犯罪者予防更生法案に定めてある保護観察に付される、さういふことになるのであります。執行猶予を言い渡す場合に、保護観察に付することに、實際はこの規定を見ますと、保護観察に付する必要があるときにのみさういふやうな処分がなされるように思ひますが、しかしさういふ規定ができると、執行猶予を言い渡すときには、おおむね例外が原則的にすべて保護観察に付するやうなことに實際上なると思つております。さういふことになると非常に問題が重要になつて来るのであります。この点については相當司法に關係してゐる人々の間にも異論があるやうでありますから、この前も懇談会の席上におきまして、この点についての可否について公聴会を開くやうなことを御意見もあつたのであります。私も非常に問題は重要であると思つてゐますが、その後刑法と刑事訴訟法の改正の分は切り離して、犯罪者予防更生法だけを審議しようといふやうなこともあつたと思つてゐるのであります。ですから、これは一括しておやりになるおつもりですか。それならば公聴会を開くようにしていただきたいと思います。でありますから、この点について一括審議をどうしても要求されるのか、それともこの分

と、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、この三つは不可分に結びついておるので、一括して審議するといふことになつておつたと思つております。

ところで刑法の二十五條の二、つまり執行猶予を言い渡す場合に、保護観察に付することができるといふ規定に改正し、この保護観察されたものは、犯罪者予防更生法案に定めてある保護観察に付される、さういふことになるのであります。執行猶予を言い渡す場合に、保護観察に付することに、實際はこの規定を見ますと、保護観察に付する必要があるときにのみさういふやうな処分がなされるように思ひますが、しかしさういふ規定ができると、執行猶予を言い渡すときには、おおむね例外が原則的にすべて保護観察に付するやうなことに實際上なると思つております。さういふことになると非常に問題が重要になつて来るのであります。この点については相當司法に關係してゐる人々の間にも異論があるやうでありますから、この前も懇談会の席上におきまして、この点についての可否について公聴会を開くやうなことを御意見もあつたのであります。私も非常に問題は重要であると思つてゐますが、その後刑法と刑事訴訟法の改正の分は切り離して、犯罪者予防更生法だけを審議しようといふやうなこともあつたと思つてゐるのであります。ですから、これは一括しておやりになるおつもりですか。それならば公聴会を開くようにしていただきたいと思います。でありますから、この点について一括審議をどうしても要求されるのか、それともこの分

と、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、この三つは不可分に結びついておるので、一括して審議するといふことになつておつたと思つております。

ところで刑法の二十五條の二、つまり執行猶予を言い渡す場合に、保護観察に付することができるといふ規定に改正し、この保護観察されたものは、犯罪者予防更生法案に定めてある保護観察に付される、さういふことになるのであります。執行猶予を言い渡す場合に、保護観察に付することに、實際はこの規定を見ますと、保護観察に付する必要があるときにのみさういふやうな処分がなされるように思ひますが、しかしさういふ規定ができると、執行猶予を言い渡すときには、おおむね例外が原則的にすべて保護観察に付するやうなことに實際上なると思つております。さういふことになると非常に問題が重要になつて来るのであります。この点については相當司法に關係してゐる人々の間にも異論があるやうでありますから、この前も懇談会の席上におきまして、この点についての可否について公聴会を開くやうなことを御意見もあつたのであります。私も非常に問題は重要であると思つてゐますが、その後刑法と刑事訴訟法の改正の分は切り離して、犯罪者予防更生法だけを審議しようといふやうなこともあつたと思つてゐるのであります。ですから、これは一括しておやりになるおつもりですか。それならば公聴会を開くようにしていただきたいと思います。でありますから、この点について一括審議をどうしても要求されるのか、それともこの分

と、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、この三つは不可分に結びついておるので、一括して審議するといふことになつておつたと思つております。

を切り離して、そしてこの執行猶予を言い渡す場合の規定に関する犯罪者予防更生法の分を、提案者において進んで削除をするという見解をお持ちなのかどうか、この点を伺いたいのであります。

○齋藤(三)政府委員 刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は犯罪者予防更生法案と密接な関係はございませう。しかしながら絶対的にこれを切り離したならば、犯罪者予防更生法が成立しないかと申しますと、さうなことはございませう。犯罪者予防更生法は、ごらんになりましてもおわかりの通りに、執行猶予で保護観察に付せられた者以外にも、すでに本年一月一日から家庭裁判所が充足したしまして、家庭裁判所から観察にまわされた者、及び全国の少年院、さらに全国の多数の成人刑務所、少年刑務所から仮出獄を許される者を保護観察することになつておりますので、この原案がそのまま通りまして、かりに刑法の一部を改正する法律案が成立しないといつたとしても、たださうな方向からお客さんが来ないといふことになるだけであつて、形だけきて實際はその部分は動かないといふことになりまして、体裁は悪うございしますが、必ずしも犯罪者予防更生法がそれで運営できないといふことはないと思ひます。

特殊性からさうなことになるつておると思ふので、この執行猶予に対し、保護観察に付するといふことについての御審議の際も、その点をひとつ十分御留意いただきたいと思ひます。従ひまして一括してやられるかどうかといふことは、さうな事情を十分御了解の上、お運びをお願いいたします。

○花村委員 それではちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○花村委員 速記を始めてください。梨木次郎君。

も犯罪であります。それから民主主義的な諸運動、具体的には労働運動とか、あるいは農民運動とかいふような活動をしたことを原因として処罰されたやうな場合、それから一つの政治的な信念に基いて行つた行動が処罰されたやうな場合には、これはいふゆる治安維持法があつた場合に思想犯とか、確信犯とか言われるものがありましたが、それと類似した一つの思想、政治信念に基づく行動を原因として処罰されたやうな場合の者までも「犯罪性のある者」といふように規定されるのでありませうか。それを伺いたい。

○齋藤(三)政府委員 これはまた根本の考え方が、現在のやうな犯罪が多い情勢に對照して、犯罪を少くして行こう、社会の治安を守り、また犯罪に陥つて行く者を防ごう、こゝういふうなまづたく保護愛の精神から出ておるものでありまして、この條件に違背したからといふて形式的にだにに取消すといふものではございせん。むしろ現在取消した方が、將來近くまた大きな犯罪を犯して、また重い刑罰を受けるよりもその方が本人のためになり、また社会のためにもなるという場合に、取消することができ一つの理由としてここにあげたわけでありませう。

○齋藤(三)政府委員 破産罪以外の人もあつても、破産以外の罪によつて刑務所に不幸にして入つた人も、この仮出獄の恩典に浴せしめたい、かやうに考えますので、やはりこの除外令を設けるといふことは考えておらない次第であります。

○梨木委員 ちよつとそこを……。犯罪性のある者あるいは素行不良の者と交際しちやいけないといふことが、遵守事項として指定されておられますね。でありますから今あなたの御答弁では、さういふ政治犯についても仮出獄の制度が適用になることは当然であります。その場合にその人が、現在もこゝういふ労働運動をやつておつて、かつて一度か二度その労働運動を原因として処罰されたやうな人と交際してはいけないといふやうになつて来ると、労働運動や農民運動や、その他の民主的な諸運動をこの規定によつて弾圧することになるのです。これが私は重要だと思ふのです。さういふところまで一々保護委員が、あゝいふ者と労働運動の指導者だから交際してはいけないと言つて、從來特高警察がやつておつたと同じやうなことをこれによつてやることになる。私はそれを心配するものであります。これを明確に、この際さういふものは除外するのだ、政治的な犯罪は除外するのだといふことを明らかにする、政治的な信念、あるいは思想を原因として処罰されたやうな場合は、これを除外するのだといふに明記しない限りは、これは從來の思想犯保護観察と同じやうな規定を復活することになると私は思ひます。この点どうですか。

○齋藤(三)政府委員 犯罪性といふのは、性という字が書いてある通りに、

特殊からさうなことになるつておると思ふので、この執行猶予に対し、保護観察に付するといふことについての御審議の際も、その点をひとつ十分御留意いただきたいと思ひます。従ひまして一括してやられるかどうかといふことは、さうな事情を十分御了解の上、お運びをお願いいたします。

○花村委員 速記を始めてください。梨木次郎君。

も犯罪であります。それから民主主義的な諸運動、具体的には労働運動とか、あるいは農民運動とかいふような活動をしたことを原因として処罰されたやうな場合、それから一つの政治的な信念に基いて行つた行動が処罰されたやうな場合には、これはいふゆる治安維持法があつた場合に思想犯とか、確信犯とか言われるものがありましたが、それと類似した一つの思想、政治信念に基づく行動を原因として処罰されたやうな場合の者までも「犯罪性のある者」といふように規定されるのでありませうか。それを伺いたい。

○齋藤(三)政府委員 これはまた根本の考え方が、現在のやうな犯罪が多い情勢に對照して、犯罪を少くして行こう、社会の治安を守り、また犯罪に陥つて行く者を防ごう、こゝういふうなまづたく保護愛の精神から出ておるものでありまして、この條件に違背したからといふて形式的にだにに取消すといふものではございせん。むしろ現在取消した方が、將來近くまた大きな犯罪を犯して、また重い刑罰を受けるよりもその方が本人のためになり、また社会のためにもなるという場合に、取消することができ一つの理由としてここにあげたわけでありませう。

○齋藤(三)政府委員 破産罪以外の人もあつても、破産以外の罪によつて刑務所に不幸にして入つた人も、この仮出獄の恩典に浴せしめたい、かやうに考えますので、やはりこの除外令を設けるといふことは考えておらない次第であります。

○梨木委員 ちよつとそこを……。犯罪性のある者あるいは素行不良の者と交際しちやいけないといふことが、遵守事項として指定されておられますね。でありますから今あなたの御答弁では、さういふ政治犯についても仮出獄の制度が適用になることは当然であります。その場合にその人が、現在もこゝういふ労働運動をやつておつて、かつて一度か二度その労働運動を原因として処罰されたやうな人と交際してはいけないといふやうになつて来ると、労働運動や農民運動や、その他の民主的な諸運動をこの規定によつて弾圧することになるのです。これが私は重要だと思ふのです。さういふところまで一々保護委員が、あゝいふ者と労働運動の指導者だから交際してはいけないと言つて、從來特高警察がやつておつたと同じやうなことをこれによつてやることになる。私はそれを心配するものであります。これを明確に、この際さういふものは除外するのだ、政治的な犯罪は除外するのだといふことを明らかにする、政治的な信念、あるいは思想を原因として処罰されたやうな場合は、これを除外するのだといふに明記しない限りは、これは從來の思想犯保護観察と同じやうな規定を復活することになると私は思ひます。この点どうですか。

○齋藤(三)政府委員 犯罪性といふのは、性という字が書いてある通りに、

特殊からさうなことになるつておると思ふので、この執行猶予に対し、保護観察に付するといふことについての御審議の際も、その点をひとつ十分御留意いただきたいと思ひます。従ひまして一括してやられるかどうかといふことは、さうな事情を十分御了解の上、お運びをお願いいたします。

○花村委員 速記を始めてください。梨木次郎君。

も犯罪であります。それから民主主義的な諸運動、具体的には労働運動とか、あるいは農民運動とかいふような活動をしたことを原因として処罰されたやうな場合、それから一つの政治的な信念に基いて行つた行動が処罰されたやうな場合には、これはいふゆる治安維持法があつた場合に思想犯とか、確信犯とか言われるものがありましたが、それと類似した一つの思想、政治信念に基づく行動を原因として処罰されたやうな場合の者までも「犯罪性のある者」といふように規定されるのでありませうか。それを伺いたい。

○齋藤(三)政府委員 これはまた根本の考え方が、現在のやうな犯罪が多い情勢に對照して、犯罪を少くして行こう、社会の治安を守り、また犯罪に陥つて行く者を防ごう、こゝういふうなまづたく保護愛の精神から出ておるものでありまして、この條件に違背したからといふて形式的にだにに取消すといふものではございせん。むしろ現在取消した方が、將來近くまた大きな犯罪を犯して、また重い刑罰を受けるよりもその方が本人のためになり、また社会のためにもなるという場合に、取消することができ一つの理由としてここにあげたわけでありませう。

○齋藤(三)政府委員 破産罪以外の人もあつても、破産以外の罪によつて刑務所に不幸にして入つた人も、この仮出獄の恩典に浴せしめたい、かやうに考えますので、やはりこの除外令を設けるといふことは考えておらない次第であります。

○梨木委員 ちよつとそこを……。犯罪性のある者あるいは素行不良の者と交際しちやいけないといふことが、遵守事項として指定されておられますね。でありますから今あなたの御答弁では、さういふ政治犯についても仮出獄の制度が適用になることは当然であります。その場合にその人が、現在もこゝういふ労働運動をやつておつて、かつて一度か二度その労働運動を原因として処罰されたやうな人と交際してはいけないといふやうになつて来ると、労働運動や農民運動や、その他の民主的な諸運動をこの規定によつて弾圧することになるのです。これが私は重要だと思ふのです。さういふところまで一々保護委員が、あゝいふ者と労働運動の指導者だから交際してはいけないと言つて、從來特高警察がやつておつたと同じやうなことをこれによつてやることになる。私はそれを心配するものであります。これを明確に、この際さういふものは除外するのだ、政治的な犯罪は除外するのだといふことを明らかにする、政治的な信念、あるいは思想を原因として処罰されたやうな場合は、これを除外するのだといふに明記しない限りは、これは從來の思想犯保護観察と同じやうな規定を復活することになると私は思ひます。この点どうですか。

○齋藤(三)政府委員 犯罪性といふのは、性という字が書いてある通りに、

特殊からさうなことになるつておると思ふので、この執行猶予に対し、保護観察に付するといふことについての御審議の際も、その点をひとつ十分御留意いただきたいと思ひます。従ひまして一括してやられるかどうかといふことは、さうな事情を十分御了解の上、お運びをお願いいたします。

○花村委員 速記を始めてください。梨木次郎君。

も犯罪であります。それから民主主義的な諸運動、具体的には労働運動とか、あるいは農民運動とかいふような活動をしたことを原因として処罰されたやうな場合、それから一つの政治的な信念に基いて行つた行動が処罰されたやうな場合には、これはいふゆる治安維持法があつた場合に思想犯とか、確信犯とか言われるものがありましたが、それと類似した一つの思想、政治信念に基づく行動を原因として処罰されたやうな場合の者までも「犯罪性のある者」といふように規定されるのでありませうか。それを伺いたい。

○齋藤(三)政府委員 これはまた根本の考え方が、現在のやうな犯罪が多い情勢に對照して、犯罪を少くして行こう、社会の治安を守り、また犯罪に陥つて行く者を防ごう、こゝういふうなまづたく保護愛の精神から出ておるものでありまして、この條件に違背したからといふて形式的にだにに取消すといふものではございせん。むしろ現在取消した方が、將來近くまた大きな犯罪を犯して、また重い刑罰を受けるよりもその方が本人のためになり、また社会のためにもなるという場合に、取消することができ一つの理由としてここにあげたわけでありませう。

○齋藤(三)政府委員 破産罪以外の人もあつても、破産以外の罪によつて刑務所に不幸にして入つた人も、この仮出獄の恩典に浴せしめたい、かやうに考えますので、やはりこの除外令を設けるといふことは考えておらない次第であります。

○梨木委員 ちよつとそこを……。犯罪性のある者あるいは素行不良の者と交際しちやいけないといふことが、遵守事項として指定されておられますね。でありますから今あなたの御答弁では、さういふ政治犯についても仮出獄の制度が適用になることは当然であります。その場合にその人が、現在もこゝういふ労働運動をやつておつて、かつて一度か二度その労働運動を原因として処罰されたやうな人と交際してはいけないといふやうになつて来ると、労働運動や農民運動や、その他の民主的な諸運動をこの規定によつて弾圧することになるのです。これが私は重要だと思ふのです。さういふところまで一々保護委員が、あゝいふ者と労働運動の指導者だから交際してはいけないと言つて、從來特高警察がやつておつたと同じやうなことをこれによつてやることになる。私はそれを心配するものであります。これを明確に、この際さういふものは除外するのだ、政治的な犯罪は除外するのだといふことを明らかにする、政治的な信念、あるいは思想を原因として処罰されたやうな場合は、これを除外するのだといふに明記しない限りは、これは從來の思想犯保護観察と同じやうな規定を復活することになると私は思ひます。この点どうですか。

○齋藤(三)政府委員 犯罪性といふのは、性という字が書いてある通りに、

一つの人間の性質を言うてあるのであるが、常習的にさうな犯罪を犯すというふうな解釈されると思うのであります。梨木委員のお話も、さういふ考えもあると存じますけれども、さういふ場合にこのことをしほりますと、結局仮出獄制度全体の間口がやはりそれに對照して狭くなることになりまゝです。正しい労働運動、組合運動に従事しておるものが必ず犯罪性があるかどうかといふことは、当然法律上考へられないうことであつて、またさういふことは、立案にあたりましても一度も考へたことはなかつたのでありまして、何が政治的な意圖をもつてこれを運用しようといふうなことは、立案の過程においても、四年越しこれをいたしておりましたが、一度も考へたことはないのであります。廣く全体の犯罪をなす、いかなる因由によりまして犯罪性のない方がよいのでありまして、犯罪のないように、また再犯のないように社会を守り、個人を保護する、こゝに精神でありますので、政治犯といふうな政治的な行動から因由した犯罪を抜くといふことにいたしますと、結局この制度全体がさうな犯罪については適用されないといふことになりまゝです。御説もさることながら、除外するといふ考へはないのであります。

○梨木委員 どもも私納得がいかないのであります。この仮出獄のうなものの適用は、これは政治犯について当然適用してもならなければ困るのでありますが、政治犯の人が仮出獄を許されますと、さういふ場合に、そのときにつけられる條件といふのは、つまり遵守事項といふのがありまして、犯罪性のある者や、素行不良の者と交際してはならないといふことを遵守事項として規定しておるわけでありまゝです。その場合に労働組合の組合員が仮出獄を許された。そして労働組合の指導者と交際した。この人はかつて一度か二度刑務所に労働運動のために入つたことがあるといふうなわけであつて、こゝに人と交際してはいけないといふうなことを遵守事項として規定されたので、これは實際には労働運動を抑圧するうなことになる、私はそれを聞いておるのです。だから犯罪性のある者、または素行不良の者と交際してはならない、これは指して、政治的な犯罪は除くといふうなことを規定しない限りは、これは思想並びに民主的な労働運動、政治的な活動までも抑圧することになつて、非常に重要な問題だと思ふ。それをお聞きしてゐるのであります。

○齋藤(二)政府委員 正しい意味での労働運動、組合運動は幾らやつても犯罪性のあるものと認定されないと考へるので、その点梨木委員の考へと食い違ひがあつて、どうも隔靴掻痒の感を持つておるのではありませんが、決してさういふ彈圧とかいふうなことは毛頭考へておりませんので、その点にまた根本的に見方の相違といふか、考へ方が違つてゐるところがあると思ひます。

○花村委員長 質問を繰返さないようお願いします。

○梨木委員 それではもう一点でその分については打ち切ります。正しい労働運動だとおつしやるんだけれども、もちろんあなたのおつしやる正しい労働運動と、私たちの考へてゐる正しい労働運動の限界は違ふかもしれません。本人は正しい労働運動だと思つてやつておつたものが、たゞく当局によつてそれは正しくない、と来た場合に、さういふ人たちはこれは犯罪性があるといふことであつて、この規定で交際しちやいかぬといふことになれば、實際労働運動ができなくなる、さういふことを言つておるわけですが、まあこれはこの程度にしておきます。

○松本委員 その次に伺いますが、これは技術的なことなわけですが、三十三條の第二項で「前項の規定は、」としてつと終りの方に「刑の終期の経過後まで及ぶものと解してはならない。」といふが、これは刑の終期までとしていいやうに思ふのです。刑の終期の経過後までといふやうにいたしますと、経過した後もそれができるように思ふられるのですが、どうしてこゝに「刑の終期」を置いたのですか。経過までといふと、何か意味が違ふのでありましようか。

○齋藤(三)政府委員 これは刑の終期が終つた後までという意味でありまして、結局懲役三年なら懲役三年、それが二年で仮出獄になれば、あとの一年間だけ保護観察をする。結局中で勤めた間、外で保護観察のもとにあつた期間を通じて、それが刑期以上に及ぶことは絶対にないといふことをはつきり強く規定した、ちやうどさうさうのじやないやうな感じが、折衝の結果、その点は誤解があつてはいけなうといふので、非常に厳格に書いたつもりであります。

○梨木委員 その次の第三項で「第一項第一号に掲げる者の保護観察の期間には、本人が二十歳に達するまでとする。但し、本人が二十歳に達するまでに二年に満たない場合には、その者の保護観察の期間は、二年とする。」これは一体どういふ意味なのですか。ちよつと私わかりにくいのですが……

○齋藤(三)政府委員 第一項といふのは、少年が犯罪を犯して家庭裁判所に参りまして、家庭裁判所が取調べの後、一種の宣告猶予制度にあつたと思ふのであります。地方少年保護委員会の編制に付するといふ決定をいたしますと、少年保護委員会の保護観察が開始されるわけでありまゝです。その期間はいつまでかといふと、これは少年院法と非常な調和をとつたのであります。少年院に送致すると家庭裁判所が決定いたしますと、少年は二十歳まで少年院長のめがねによつて、少年院に收容して教育をすることに相なつておるのであります。その点は刑罰とはまったく趣を異にいたしまして、刑罰では罪に対する贖罪といふが、價値判断から刑罰を定めるのであります。少年に對する保護処分はまつた教育であります。従いまして最初から治療の期間を予測して確定して入れるといふことは、はなはだ條理に合わないものでありまして、一日も早く直して一日も早く親元や社会に返さうといふので、期限はきめてないのであります。しかしながら大體常識上二十歳になつたならば一應社会に出すといふことを最高限と少年院法がきめておるのであります。それと保護観察の期間は歩調を一にいたしまして、本人が二十歳に達するまでと一應して、ただ十九歳何箇月といふ場合に保護観察に來た場合

には、本人が完全に社会に復帰する更正の契をあげるためには、やはり最高限二年くらいの期間はやれることとしておいて、第四項においてその趣旨をはつきりいたしました。しかしその保護観察はあくまでも本人のためのものである。従いましてその必要がなくなつた場合には、何でも停止したり解除することができるといふことには次第であります。

○松本委員 ちよつと第三十三條の第三号に「仮出獄を許される者」となつておりますが、仮出獄と言ふと非常に範圍が廣いのであつて、その身分、地位によつては非常にその人の名譽上かえつて弊害を生ずるうなおそれはないか。その点はどうかしやうか。

○齋藤(三)政府委員 仮出獄はあらゆる罰について認められてゐるのであります。ただ、いついかなる場合に出席か、また仮出獄を許すか許さないかといふことは、本人の家庭環境なり、本人の内在的な心理的な條件なり、さういふものを十分に調査いたしまして、本人がほんとうに社会に完全に復帰するために、出すのがよいのか、いつ出すのがよいのかといふことを十分に調べまして、さうして本法ではなお地方の委員会がそれを決定するのであります。委員自身が直接本人と會つて、十分事情を本人からも聞いて、さうして一應その觀察所の方へ本人の家庭の状況なり、近隣の状況なりを十分調査いたしておきまして、さうして本人にも家庭の状況をよく知らせ、さうして本人が早く社会に對して更正をしよといふ氣持を十分起させて、さうしてその一番よい時期を選んで決定をするといふことになつておるのであります。

運用については十分本法の目的を達成するようによる考えでございます。

○松本委員 ただいまのお答ですと、そこに裁量の余地のあるような答弁ですけれども、この條項を見ますと、保護観察に付するとなつておつて、絶対性の規定と解釈される。その点はどうですか。

○齋藤(三)政府委員 仮出獄を許可するかどうかはまた裁量でございますが、仮出獄は当然にこの保護観察というものを予定いたしました。そうして当然に保護観察に付する、こういう建前になつておるのであります。これは現行法でもそうでありますが、ただ仮出獄を許して、そうして保護観察に付するということは、これはやり方が悪ければ、あるいはそこまでする結果が起ることも考えられますが、仮出獄というものと保護観察というものを同じ機関がそういうふうにするというところが、本人の更生、社会の犯罪からの防衛上最も有効な方法であるというところを考へまして、この案ができておる次第であります。

○松本委員 御意見はよくわかるのであります。私の間わんと欲する点、は、そういう廣い意味で保護観察に付するといふ絶対的の規定がいか悪いかといふところにあるのであります。これは質問しても結局議論に終るかも知れない。私はそういう廣い意味の保護観察の制度は、むしろある意味において弊害があるのではないか、この考へるので、質問いたしましたのですが、議論になりますから、質問はこれで打ち切ります。

○齋藤(三)政府委員 現在の制度では、仮出獄を許されますと、おとなに

つては警察官が監督するということになつておりました。これはどうも一般に弊害が多いということが通説になつておる次第であります。今度はその方面での特別な社会事業家といふものがこの保護観察に當るわけでありまして、しかも保護観察は決して機械的なものでなくして、個々の具體的のケースに十分合うように、強弱、場合により、やり方についても十分そこにいろ／＼研究をし、もつと具體的に合うようなやり方をやつて行こう、こういう次第であります。保護観察と言ひましても、やり方はいろいろ／＼くふうしてなされるべきでありまして、保護観察に付しておるということを看板にするとか、あるいはそれを世間にかゝるやうにするなどというところは、保護観察のやり方としてはきわめてまずいやり方であると存じます。

○梨木委員 第六十條に「地方少年委員会及び地方成人委員会は、第四十條第二項の規定により支拂つた費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない」ということになつておりましたが、これは國家として当然こういう人たちに對して保護をする義務を負つておるのだらうと思ふのであります。それなのに、本人あるいはその扶養義務者から費用を徴収するといふのは、これは憲法の規定から言つても、ちよつと條文を指摘できませんが、相当問題があるのではないかと思ひますが、その点どうですか。

○齋藤(三)政府委員 この費用は、六十條の規定にも書いてあります通り、第四十條第二項の規定であります。特別に國家が、その宿泊の費用とか、

そういうものを出してやるとか、医療の手当をしてやるといふような場合に相當の費用がかかるわけでありまして、本人並びにその扶養義務者が負担することができるといふ場合には負担するといふことが、本人にみづから助けるという精神を喚起する意味合いに於いても適當ではないかと存じまして、かような規定にいたしました次第であります。

○梨木委員 憲法二十五條の「國は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という規定から申しましても、こういう場合には國家として費用を負担するといふのが當然だろふと思ふのであります。これは憲法二十五條の規定と抵触しませんか。私は抵触すると思ふのですが、いかがでしょうか。

○齋藤(三)政府委員 第三十四條の第一項の、保護観察は、保護観察に付されている者を指導監督し、及びその本人に本来みづから助ける責任あることを認めしめてこれを援護するといふ規定がございまして、その具體的な案として六十條の規定があります。憲法には違反しないものと考えております。

○梨木委員 しかしながらこの四十條では、國家が當然ななければならぬ社会施設、その社会施設の援護を受けたその援護の費用を本人に負担せしめようといふのであります。これは明らかに國家としては、こういう社会保障はしなければならぬ義務を負つておる。そういう社会施設で援護を受けたその費用を弁償させるといふのではありませんか。

○齋藤(三)政府委員 六十條には四十條第二項、こういうふうに書いてございまして、社会施設がその規則なりその責任でやつた場合の援護といふものは含まれておりません。その前項の規定によつて應急の救護が受けられないで、委員会が予算の範囲内で援護したといふ場合についての規定であります。

○梨木委員 それではこの地方少年委員会やまた地方成人委員会の救済予算の範囲内で支拂つたものを、また返還させるといふことであります。

○齋藤(三)政府委員 その通りであります。

○梨木委員 それではやはり本来ならば社会施設で援護を受けなければならぬところが、たま／＼その援護を受けられなかつたので、地方少年委員会や地方成人委員会が救護を行つた。これは當然行なわなければならない社会施設がその義務を履行し得なかつた場合に、たま／＼地方少年委員会や地方成人委員会が費用を拂つたといふので、當然國家の義務である。だからこういうものをさらに本人から出させるというところは、私は憲法の條項に違反してゐると思ひますが、それでも違反しないとおなたはお考えですか。

○齋藤(三)政府委員 社会事業の福祉施設でまかなえないといふ場合がいろいろあると思ひます。その場合に委員会が予算の範囲内で支拂うのであります。して今日までの研究では、憲法には抵触しないものと考えて提案いたしておる次第であります。

○梨木委員 それからその次の第四十條に「地方少年委員会及び地方成人委員会は、いつでも、保護観察に付さ

れている者を呼び出し、質問することが出来る。」これは出頭を命じ、また尋問するといふことにもなりはしないかと思ふのであります。いつでも呼び出し、質問することが出来る。と質問といふ言葉を使つてあります。が、實際は尋問的なことになるかも知れません。そこでこれは基本的な人権に對する制限になると私は思ふのであります。いかがですか。

○齋藤(三)政府委員 四十一條では「いつでも」と書いてありますが、もちろん正當なる理由があつてでない場合には、出頭させることができないことは當然と考えております。しかもこれを強制力をもつてやるといふことではあります。憲法の問題はないと考へておる次第でございます。

○梨木委員 その次の四十一條の第二項にも「必要な調査又は質問をさせることができる」となつておりますが、これはもう少し何か基本的な人権が侵害されないような規定を設けたらよいと思ふのですが、そういう規定を設ける必要をお認めになりませんか。

○齋藤(三)政府委員 この法律全体が先ほど申し上げます通り、まづた人道的な愛情を根幹としておりますので、もちろん運用についてもさうな方向に行かなければならないと確信いたしておりますので、運用につきましては、十分實際にその趣旨を徹底してやつて行きたいと思つておるのであります。法文の形の上でさうな事柄をことさらにここにだけに入れますと、書いてないところはさうでないといふやうな誤解を生ずることも考えられます。運用については万全を期したいと考へます。

○齋藤(三)政府委員 本法案は非常に長い年月研究せられて、その途中においてはいろ／＼な考えが去来いまして、構成もいろ／＼かわつたのであります。当初は内閣総理大臣を

下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に加入している者は、中央委員会の委員となることができない。」という欠格條項を規定しておるのでありますが、こゝ

の発生を十分防止できるはずなの
あります。將來のことまでこうい
うところに規定する必要はないと思
う。しかしこういうものが將來発生
する危険があるというこのためにお
つくりにな

院で協議しても同意を得られない場合は、衆議院を優先させるというのが、この憲法の規定の原則だと思います。この

か。そういうふうに断定してよろしいです。

○齋藤(三)政府委員 先ほど申し上げましたように、一般的な憲法なり法律

なりで言つておる原則をどうしようという考えではなく、この中央委員については、全国に多数の適格者がありであると思ひますので、両議院の同意を得た、全部の信頼、信任、協力を得た方になつていただくのが、この制度を運用する上において最も適切であらう、これだけの考えでいたしたのでございまして、梨木委員のように断定くださることは、私は困るのであります。

○梨木委員 かしながらこの犯罪者予防更生法のもとになつておる法案には、確かに憲法の原則に従うようになつておつたと思う。それをかえて來らなつたと思うのですが、どうですか。原案にそつたものがあつたということはお認めになりますか。

○齋藤(三)政府委員 原案にはあつた時代もありますが、いろいろ研究の結果、案はとき／＼かわることもありますが、しかしながら私の趣旨は、まつたく両院の地位を云々するという考えではございまして、両院ともりつぱな方が多数おありなんですから、皆さんの全部の信頼を得た方であればこの仕事が行く行かない、こういう考えで両院の同意というふうに本案を組立てて提案した次第であります。

○梨木委員 新憲法が施行された後においての実際の衆議院と参議院のあり方を見て來まして、どうしても参議院は選出の仕方並びにこれは解散というものがなく、非常に固定化し、官僚化するものが現実なのであります。その点きわめて保守的になつて來ておるやうでありますから、常に解散権が

非常に頻繁に行われるし、民意を眞に適切に反映してゐる衆議院の同意権を優先させることこそ、よりすぐれた、民意に即した委員を選出することになつておると思ひます。

○齋藤(三)政府委員 憲法で衆議院に優先権を認めておるのは、申し上げるまでもなく法律案と予算案というふうに承知いたしております。政府としてましては、この中央委員の性格からいつて、かような案を提案したのでありますが、それが必ずしも憲法の精神に反しておるといふふうには考えてない次第であります。

○大西委員 四点ばかり簡単に御質問いたします。まず原案の第十六條の第一項第四号であります。犯罪の予防に關する適當な計画を樹立する。犯罪の予防に關する適當な計画といふのはどの範圍のものでありますか。つまり警察との關連におきまして警察がやりますのか、それとの關係においてどの範圍のことをやるのかといふことをまず伺いたい。

それから第二十條の第四項であります。成人部においては、成人の仮出獄、仮退院、云々とありますが、成人の仮退院といふのはどういふこと

でありますか。

それから第四十四條の第二項にありまして「遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする仮出獄の取消の決定は、審理を経た後にしなければならぬ」とありますが、審理といふのはどういふことを意味するか、審理の方法は何か。その中で特に審理については本人の弁解、意見も聞く機会を與えるものかどうか。そしてまたそれに代りて代理人、たとえば弁護士のやうなものを選任し得るかどうかといふことをお伺いしたいのであります。

それから第五十九條全般の意味を御説明願ひたいと思ひます。その中で特に中ほどにありまして「証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合」といふのは具体的にどういふ場合であるか、以上お伺ひいたします。

○齋藤(三)政府委員 十六條の第四号の犯罪の予防に關する適當な計画といふのは、いろいろ場合があると存じますが、最もとつさに考えられますのは、再犯者が再びまた犯罪を犯すといふやうな場合は、この委員会が前にあやまちを犯した人を対象としたし

ておりますので、さやうなことが最も適切な計画と思つております。また少年について見ますと、東京なら東京のどういふ地区に、どういふ犯罪少年が多数で起つてゐるか、それに対する健全なる娯樂施設、遊び場等がどういふふう

に配置されてゐるか、どこにその少年が不良化する原因が存在するか、またその更生的な施設、矯正的な施設がいかに配置されておるかといふやうなことを調査いたしまして、關係官

廳、關係團體の協力を得て、それに対する対策を考え、それ／＼のブローカーの分野の事業をいかに最も促進せしめて行くかといふやうなことが考えられると思ひます。もちろんこの犯罪の予防につきましましては、十六條一項の但書にございまして通りに、この委員会だけがやるものではございまして、だけれどやつてもつけつこうなことであると存じますので、注意までにさやうな但書をつけた次第であります。

次に第二十條の第四項の成人部において成人の仮出獄、仮退院の事務をつかさどるといふこととございしますが、少年院法におきまして、ごく異例なこととございしますが、二十歳が一應最高限でございまして、二十歳に達しても犯罪性がまだ濃厚であるという際には、家庭裁判所の承認を得て二十三歳まで置くのであります。また二十三歳に達したが、精神的疾患等があるために、まだ社会に出すのは非常に危険であるという場合には、さらに家庭裁判所の承認を経まして、二十六歳まで、家庭裁判所のきめた期間まで置くことができる規定になつておると思ひ

ますが、理論的にいいて、本法で言います二十三歳以上の成人がやはり少年院に收容されることがあるので、かやうな規定を置いた次第であります。四十四條の第二項で、仮出獄の取消は委員会の審理を経た後にしなければならぬといふことになつておりました。審理は本人と面接してその弁明をよく聞くといふことになつておると思ひます。もちろんこの審理を受ける者は被疑者でもありませんし、被告人でもありませんので、刑事訴訟法で言うやう

な弁護人といふものは予定されておるませんが、しかし十分本人の言わんとすることを聞くために何らか本人が十分言ひ得るやうな、さやうな仕組みを考えなければならぬと思ひますので、これらにつきましましては、中央委員がルールをつくる権利を持つておりますので、そのルールにおいて研究し、万

然を期するやうな措置をとるものと考へております。その地方の委員会の決定に不服の場合には中央委員が再審査する。そうして不当と認めた場合には変更するといふやうなことも考えまして、地方委員会の不当なる結果がないやうに万全の準備をいたしておるつもりであります。

次に五十九條の場合であります。これは委員会の職員はほんとうに本人の親がおり、兄弟として本人を保護するのであります。いろいろ秘密のことも当然に相談相手になつて聞くとお思ひますので、それを不当に証言を強制されることは、保護觀察の上において支障があるので、拒絶権を認め

たのであります。しかしそれはあくまでも本人の正当なる権利のためでありますので、本人が承諾した場合、あるいは権利の濫用と認められる場合は、その他裁判所の規則で定められた場合はこの限りでない、こつたやうにいたしたもので、いかなる場合が権利の濫用と認められるかといふ具体的例は、今ちよつと適切なものを思ひ起さないものであります。かやうな場合も相当あり得るといふやうに考えましてこつたやうな規定をいたしました。

○大西委員 大体わかりましたが、四十四條につきましても「一点……」と、すると今私の質問いたしましたことに

つては、大体委員会のルールに譲られるということですが、ただいまの御答弁の中にもありましたように、第四節の「処分の審査」というところにおきまして、四十九條の第三項には「審査の請求は、処分の執行を停止する効力を有しない。」という重大な規定があるのであります。その点、特に本人の利益を擁護する上において、万全を期するような方法をとつていただくと思います。

○齋藤(三)政府委員　ただいまのお尋ねにつきましては、次の第五十條の第四項におきまして「中央委員会は、審査を行う場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、当該処分の執行の停止を命ずることができ、」
「こういふふうに通融無礙にいたしておきまして、具体的事案に対して適切な手を打とう、こういう処置を考へておる次第であります。

○大西委員　よくわかりました。ただそういう通融無礙にできておるようでありまして、とにかくこの執行を停止する効力を有しないということがかなり強く働くんじゃないかと思ひます。私の希望といたしましては、本人が自分の権利を主張する上において、非常に能力の少ない人が多いであらうと思ひますから、その点につきまして特に御配慮を願ひたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員　実際のルールをつくる場合に、御懸念のようなことのないように、十分考究したいと思ひ存じます。

○花村委員長　ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○花村委員長　速記を始めてください。

い。
本日はこの程度で散会いたします。
午後五時二十七分散会

〔参照〕

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
人権擁護委員法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年六月二十八日印刷

昭和二十四年六月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局